

十四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）

改正案	現行
<p>（商法等の準用） 第九条の七の五（略）</p> <p>2 保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十五条（第一号及び第三号を除く。）（保険募集の制限）の規定は火災共済協同組合の火災共済契約の募集について、同法第二百八十三条（所属保険会社の賠償責任）の規定は火災共済協同組合の役員及び使用人並びに当該火災共済協同組合の組合員並びにその役員及び使用人が行う当該火災共済協同組合の火災共済契約の募集について、同法第二百九十四条（権限の明示）の規定は火災共済契約の募集を行う火災共済協同組合の役員及び使用人並びに当該火災共済協同組合の組合員並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条（自己契約の禁止）の規定は火災共済契約の募集を行う組合員について、同法第三百条（第八号を除く。）（禁止行為）の規定は火災共済協同組合及びその組合員（これらの者の役員及び使用人を含む。）について、同法第三百五条（立入検査等）、第三百六条（業務改善命令）及び第三百七条第一項（第一号及び第二号を除く。）（登録の取消し等）の規定は火災共済契約の募集を行う組合員について、同法第三百十一条（検査職員の証票の携帯及び提示等）の規定はこの項において準用する同法第三百五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七十</p>	<p>（商法等の準用） 第九条の七の五（略）</p> <p>2 保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十五条（第一号及び第三号を除く。）（保険募集の制限）の規定は火災共済協同組合の火災共済契約の募集について、同法第二百八十三条（所属保険会社の賠償責任）の規定は火災共済協同組合の役員及び使用人並びに当該火災共済協同組合の組合員並びにその役員及び使用人が行う当該火災共済協同組合の火災共済契約の募集について、同法第二百九十四条（権限の明示）の規定は火災共済契約の募集を行う火災共済協同組合の役員及び使用人並びに当該火災共済協同組合の組合員並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条（自己契約の禁止）の規定は火災共済契約の募集を行う組合員について、同法第三百条（禁止行為）の規定は火災共済協同組合及びその組合員（これらの者の役員及び使用人を含む。）について、同法第三百五条（立入検査等）、第三百六条（業務改善命令）及び第三百七条第一項（第一号及び第二号を除く。）（登録の取消し等）の規定は火災共済契約の募集を行う組合員について、同法第三百十一条（検査職員の証票の携帯及び提示等）の規定はこの項において準用する同法第三百五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七十五条第二号中「損害</p>

五条第二号中「損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。以下この編において同じ。）」とあるのは「火災共済協同組合」と、「次条の登録を受けた損害保険代理店」とあるのは「組合員」と、同法第二百九十五条第二項並びに第三百条第一項第七号及び第九号中「総理府令・大蔵省令」とあるのは「省令」と、同法第三百五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「募集」と読み替えるものとする。

（信用協同組合）

第九条の八（略）

2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。

一〇六（略）

七 有価証券（第十号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第十号の二及び第十一号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするものに限る。）

八〇六（略）

十七 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあら

保険会社（外国損害保険会社等を含む。以下この編において同じ。）とあるのは「火災共済協同組合」と、「次条の登録を受けた損害保険代理店」とあるのは「組合員」と、同法第二百九十五条第二項並びに第三百条第一項第七号及び第八号中「総理府令・大蔵省令」とあるのは「省令」と、同法第三百五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「募集」と読み替えるものとする。

（信用協同組合）

第九条の八（略）

2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。

一〇六（略）

七 有価証券（第十号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第十号の二及び第十一号において同じ。）の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするものに限る。）

八〇六（略）

はじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、総理府令・大蔵省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第十号に掲げる事業に該当するものを除く。）

十八 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十六号に掲げる事業に該当するもの及び総理府令・大蔵省令で定めるものを除く。）

十九 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第十号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第七号に掲げる事業に該当するものを除く。）

二十 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

二十一 前各号の事業に附帯する事業

三〇 五（略）

六 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引、それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第十四項から第十七項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は

十七（同上）

三〇 五（略）

六 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引、それぞれ証券取引法第二条第十四項から第十六項まで（定義）に規定する有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引をいう。

有価証券先渡取引をいう。

二・二の二 (略)

三 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募(証券取引法第二条第三項(定義)に規定する有価証券の私募をいう。)の取扱いをいう。

四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第九項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

7 11 (略)

(協同組合連合会)

第九条の九 (略)

2 4 (略)

5 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会は、次の事業を行うことができる。この場合において、第二号から第四号までの事業については、同項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。

一 前条第二項第一号、第二号及び第四号から第二十一号までの事業

二 四 (略)

6・7 (略)

(商業登記法の準用)

第一百三三 組合又は中央会の登記については、商業登記法第二条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第二十三条まで、第二十四条

二・二の二 (略)

三 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募(証券取引法第二条第八項第六号に規定する私募をいう。)の取扱いをいう。

四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第八項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

7 11 (略)

(協同組合連合会)

第九条の九 (略)

2 4 (略)

5 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会は、次の事業を行うことができる。この場合において、第二号から第四号までの事業については、同項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。

一 前条第二項第一号、第二号及び第四号から第十七号までの事業

二 四 (略)

6・7 (略)

(商業登記法の準用)

第一百三三 組合又は中央会の登記については、商業登記法第二条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第二十三条まで、第二十四条

第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条（登記簿等及び登記手続の通則）、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項（合名会社の登記）並びに第七七条から第二百二十条まで（登記の更正及び抹消、電子情報処理組織による登記に関する特例並びに雑則）の規定を、組合の登記については、同法第二十四条第十三号及び第十五号（申請の却下）、第二十七条（類似商号登記の禁止）、第四十二条（市町村の意義）、第五十三条（支配人の登記）、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条並びに第七十条（合併の登記）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）」とあるのは、「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」と、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「中小企業等協同組合法第八十三条第二項又は第四項」と、同法第六十一条第三項中「商法第二百二十九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは、中央会については、「中小企業等協同組合法第八十二条の十四本文の規定による」と読み替えるものとする。

（保険業法の準用）

第六十六条の三 保険業法第二百二十八条第一項（報告又は資料の提出）、第二百二十九条第一項（立入検査）、第三百三十一条、第三百三十二条第一項（改善計画の提出の要求及びその変更の命令に係る部分を除く。）、第三百三十三条（第二号を除く。）、（事業方法書等に定めた事項の変更命令、業務の停止等及び免許の取消し等）及び第三百三十一条（検査職員の証票

第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条（登記簿等及び登記手続の通則）、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項（合名会社の登記）並びに第七七条から第二百二十条まで（登記の更正及び抹消、電子情報処理組織による登記に関する特例並びに雑則）の規定を、組合の登記については、同法第二十四条第十三号及び第十五号（申請の却下）、第二十七条（類似商号登記の禁止）、第四十二条（市町村の意義）、第五十三条（支配人の登記）、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条並びに第七十条（合併の登記）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）」とあるのは、「金融機関の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」と、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「中小企業等協同組合法第八十三条第二項又は第四項」と、同法第六十一条第三項中「商法第二百二十九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは、中央会については、「中小企業等協同組合法第八十二条の十四本文の規定による」と読み替えるものとする。

（保険業法の準用）

第六十六条の三 保険業法第二百二十八条第一項（報告又は資料の提出）、第二百二十九条第一項（立入検査）、第三百三十一条、第三百三十二条、第三百三十三条（第二号を除く。）、（事業方法書等に定めた事項の変更命令、業務の停止等及び免許の取消し等）及び第三百三十一条（検査職員の証票の携帯及び提示等）の規定は、火災共済協同組合及び第九条の九第一項第

の携帯及び提示等)の規定は、火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会について準用する。この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣」とあるのは、「行政庁」と、同法第百三十二条第一項中「業務若しくは財産又は保険会社及び子会社等の財産」とあるのは、「業務又は財産」と読み替えるものとする。

第百十四条の三 次の場合には、責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一〇八 (略)

九 第百六条の三において準用する保険業法第百二十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは第百六条の三において準用する同法第百二十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第百六条の三において準用する同法第百三十一条、第百三十二条第一項(改善計画の提出の要求及びその変更)の命令に係る部分を除く。)若しくは第百三十三条の規定による命令に違反したとき。

三号の事業を行う協同組合連合会について準用する。この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣」とあるのは、「行政庁」と読み替えるものとする。

第百十四条の三 次の場合には、責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一〇八 (略)

九 第百六条の三において準用する保険業法第百二十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは第百六条の三において準用する同法第百二十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第百六条の三において準用する同法第百三十一条から第百三十三条までの規定による命令に違反したとき。